

軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の概要

(1) 改正の趣旨

軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準省令の一部改正に伴い、施設長の兼務範囲を緩和するなど、所要の改正を行うものである。

(2) 改正の内容

- ア 施設長の兼務範囲の明確化（第3条第3項関係）
- イ 協力医療機関との連携（第26条関係）
- ウ 「書面掲示」規制の見直し（ウェブサイト掲載の義務付け）（第27条関係）
- エ 記録の整備における規定の修正（第33条第2項第5号関係）
- オ 軽費老人ホームA型における施設長の兼務範囲の明確化（制定附則第11項関係）
- カ 制定附則に係る所要の改正（制定附則第6項、第7項関係）

(3) 施行期日及び経過措置

ア 施行期日

令和6年4月1日から施行する。

イ 経過措置

(ア) 重要事項の掲示

施行の日から令和7年3月31日までの経過措置を設ける。